

## 大学入学時奨学金制度の見直しについて

## 制度概要

平成 28 年度から、学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な生徒に対する大学受験・入学時の一時的経費（入学金等）を貸与する大学入学時奨学金の貸付制度（青森県家庭福祉対策教育支援貸付事業）を実施している。

- 実施主体 公益財団法人青森県育英奨学会（県の補助事業）
- 貸与額：100 万円以内（10 万円単位で必要な額、他制度との併給可）
- 採用人員：100 名
- 対象者：保護者が青森県の住民であること  
翌年 4 月に大学の第 1 学年に入学見込みであること  
生活保護受給世帯若しくは市町村民生所得割非課税世帯又は児童養護施設等入所者であること  
大学出願用調査書の全体の評定平均値が 4.0 以上（児童養護施設入所者等については、3.5 以上）であること
- 奨学金の返還免除について  
大学卒業後 1 年以内に青森県内に居住し、就業（公務員を除く。）してから 3 年を経過すると返還を免除する

## 検討事項

事業開始から 2 年が経過し、29 年度入学者 53 名、30 年度入学者 43 名、計 96 名の学生に貸付を行ってきたところであるが、高等学校側からは、家計は厳しいが、本人の能力・意欲があり、進学させてやりたいと考えているものの、成績基準の「評定平均値が 4.0 以上」を満たせずに申請をあきらめている者がいるとの声も聞かれている。

< 参考（他制度における成績基準） >

青森県育英奨学会 大学奨学金	おおむね 4.0 以上
日本学生支援機構 第一種奨学金	① 又は②に該当する者。 ① 3.5 以上 ② 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給者、若しくは社会的養護を必要とする人であって優れた成績を修める見込みがあるとして高校から推薦された者